

(別紙)

ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品の日本農林規格の制定案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

番号	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
総論			
1	規格の制定に賛成。	10	賛成の御意見ありがとうございます。
2	本規格に「プラントベース」、「プラントベースド」の定義も含めるべき。 その際はヴィーガンと同様にすべき。	23	現状、「プラントベース」、「プラントベースドフード」の用語について、国内にも国際的にも定義は存在しません。今後、国際的な動向も注視し、対応すべきと考えます。
3	ヴィーガンはもちろんのこと、プラントベースは植物性原料100%であるのが前提である。 海外においてプラントベースは「主原料が植物性であれば可」という意味ではなく、乳や卵、あらゆる動物性の物の混入は不可であり、入っている場合は認証マークを付けるべきではない。	1	
4	プラントベースなどの類似する表記に関しても、消費者や製造者の認識も統一して欲しい。	1	
5	ヴィーガニズムとは動物（人間を含む）に対する差別と搾取の排除を目指す社会運動である。動物性の素材が含まれていないというだけの食品は、プラントベースと表記すべき。	1	
6	本規格はヴィーガンの指針と外れており、プラントベースの規格である。プラントベースで統一した上で、ヴィーガンとは何たるかを説明する記述を加えておく必要がある。	1	
7	プラントベースを謳う商品に動物性原料が使用されているのはいかがなものか。	1	

8	卵や乳製品入りでもプラントベースを名乗るのは、アレルギーを持つ人も居るために危険である。	1	
9	「プラントベース」と製品に記載する場合、豚由来であるゼラチンや、豚由来の乳化剤などは除いて欲しい。	1	
10	すでに海外では「Vegan」という言葉が避けられ始めている中で、主流となる「Plant Based」の議論はされているのか。	1	国際標準化機構（ISO）において、「プラントベースドフード」の用語及び定義に関する議論が開始されたと聞いています。
11	規格名の「ベジタリアン又はヴィーガン…」は、「ベジタリアン又はビーガン…」又は「ヴェジタリアン又はヴィーガン…」とするのが適切だと思う。	3	<p>本規格名の「ベジタリアン又はヴィーガン」の用語は、観光庁の「飲食事業者等におけるベジタリアン・ヴィーガン対応ガイド」から引用しています。</p> <p>また、同庁の「外国人客への対応マニュアル」でも、「ベジタリアン」及び「ヴィーガン」と表記していることから、適切であると判断しています。</p> <p>(外国人客への対応マニュアル 観光庁 観光産業課 https://www.mlit.go.jp/common/000059430.pdf)</p>
12	<p>これからの時代に即するためにも、「ベジタリアン」、「ヴィーガン」等の名称表記をきちんと義務付けて欲しい。</p> <p>本規格の制定後は、規格を満たさないものについては「ベジタリアン」、「ヴィーガン」等の名称を使用禁止にして欲しい。</p>	2	<p>本規格によって認証を受けた事業者はJASマークを付けた製品について、「ベジタリアン」、「ヴィーガン」等の表示が必須となりますが、本規格の認証を取得するかどうかは任意であり、認証を受けない事業者でも「ベジタリアン」、「ヴィーガン」等の表示は可能です。</p> <p>なお、JAS法において、「ベジタリアン」、「ヴィーガン」等の名称の規制を行うには、一般消費者の選択に著しく支障が生じている状況であることが条件となりますが、現状そこまでの状況ではありません。</p>
13	商品はヴィーガニズムを理解し実践することは不可能であるため、商品の表示	2	一般的には「ベジタリアン」や「ヴィーガン」は「人」を表しますが、本

	は“ヴィーガン向け”や“ヴィーガンフレンドリー”が相応しい。		規格原案のプロジェクトチーム委員会による議論の場において、商品にはできるだけ端的に表す用語を記載すべきという意見があり、また、加工食品に単に「ベジタリアン」、「ヴィーガン」と記載しても、「ベジタリアン」向け、「ヴィーガン」向け食品であることを消費者が明らかに認識でき、誤認がないとの意見であったため、このように規定いたしました。
14	第三者機関できちんと審査し、分かりやすい表示をして欲しい。	1	JAS制度は、第三者認証制度であり、認証機関の審査を受けて認証を取得することにより、規格に適合していることを客観的に示すことができます。なお、認証を取得した事業者は製品が規格に適合していることを検査した上でJASマークを付して販売することができ、JASマークは、容器若しくは包装の1個ごとに見やすい箇所に付すこととされているため、分かりやすく区別することができます。
15	畜肉魚介類などを利用した商品とヴィーガン製品を併売しているような企業も排除すべき。	1	ベジタリアン及びヴィーガンについては、現状、様々な考え方が存在するため、国内の利害関係者の意見を整理し、本規格を取りまとめたところで
16	JAS規格の新設自体は歓迎だが、これまでのコストを掛けて取得した既存の民間認証の価値が下がることが懸念される。 ベジタリアン、ヴィーガンの理念の啓発・普及のためにも既存認証の価値の下がることの無いようお願いしたい。	1	す。
17	適用範囲について、「ヴィーガンの定義を中心として考えるならば、ヴィーガンの定義は基本指針として前提にあるものと理解に努めなければならない。」と言った文面を付け加える必要がある。	1	
18	動物の骨炭及び甲殻類から得られるキトサンの使用を避けるのは、一般的にヴィーガン思想によるものと認識している	1	

	が、ベジタリアン基準にヴィーガン思想を盛り込む必要はないのではないか。		
19	NPO法人ベジプロジェクトジャパンのヴィーガン認証が最も利用され認知も広がっているところであるが、保管や洗浄などあまりヴィーガンが気にしない点で基準が強く、原材料において基準が緩い規格を国が作ることに疑問を感じる。	1	
20	ベジタリアンの種類やヴィーガンとは何なのかという基本を国際基準に揃え、認識を統一させることが必要であると感じる。	3	
21	誰もがベジタリアンやヴィーガンの商品を安心して選択出来る世の中になるよう、国際的な基準に沿った制定づくりをお願いします。	1	
22	一部の業者だけが儲かるような規格として欲しくない。	1	
23	ベジタリアン・ヴィーガンJASの認証マークを付した製品は、必ず動物実験してないもの、動物由来のものが入ってないもの、使われている食材の加工途中で動物由来のものが使用していないか等を細かく調べてクリアしたものであることを求める。	4	本規格に適合した製品であるかどうかは、製造記録等の検査を行い、適合した製品のみJASマークを付すこととなります。
24	食品のみならず、全ての商品にヴィーガン対応が分かるようにして欲しい。	1	JASは農林物資（飲食料品及び油脂、農産物、林産物、畜産物、水産物等）に関する基準であり、本規格は加工食品に適用されるものです。
25	レモン等果物の表面を動物性のワックスで処理しているとveganの人は食べられないという問題がある。国内の消費だけでなく、野菜や果物の輸出面においてもヴィーガンに適した処理方法についてガイドラインがあるべきである。	1	本規格の適用範囲は、加工食品となっております。生鮮食品への適用範囲拡大については、必要に応じて検討されるものと考えます。
26	「卵及び乳を摂食するベジタリアン」、「卵を摂食するベジタリアン」、「乳製品を摂食するベジタリアン」及び「ヴィーガン」のほかに、「ペスカタリア	7	観光庁が公開している「飲食事業者等におけるベジタリアン・ヴィーガン対応ガイド」（令和2年4月版）では、ベジタリアン・ヴィーガンを、

	ン」、「ポロタリアン」、「オリエンタルベジタリアン」なども規定すべき。		「ヴィーガン」、「ラクト・ベジタリアン」、「オボ・ベジタリアン」及び「ラクト・オボ・ベジタリアン」の4つに分類しております。また、ISOにおいても、ヴィーガン、ラクト・ベジタリアン、オボ・ベジタリアン及びラクト・オボ・ベジタリアンの4つをベジタリアン・ヴィーガンと規定しています。 以上のような国際的な状況に鑑み、本規格では、卵及び乳製品を摂食するベジタリアン、卵を摂食するベジタリアン、乳製品を摂食するベジタリアン及びヴィーガンの4つに分類することとしました。
27	一般的にベジタリアンやヴィーガンの明確な規定は無く、当人以外の者からみれば、どのようにも受け取れる区分に写る。国際的にみて人口の数から数十パーセントを占める方々が購買しようとする際に、ひとつのインジケータとしてJASマークを付けたい、とする意図は理解できるが、同じような有機JASとは大きく異なると思う。どちらかといえば、ハラール認証と同等ではないかと考え、自主基準に基づいた認証マークの付与に留めておくべきではないかと考える。	2	ベジタリアン、ヴィーガンについては、現状、複数の民間認証が存在しますが、海外からの旅行者のインバウンドを見込み、民間、地方自治体等から、国としての規格が求められたところ です。
28	ヴィーガンは人によって考え方が多様であるのに、国が基準を設けることがおかしい。	1	
29	ヴィーガンの基準は国が決めることではないし、正しくヴィーガンを理解していない（理解しようとしなない）ならば、あえてこの規格を設ける意味が無い。 日本のヴィーガンに対する偏見や無理解を他国に知らしめるという恥の上塗りだけは本当にやめて欲しい。	2	
30	新規でヴィーガンになった人に誤解を招くような商品の提供は賛成できない	2	規格原案の検討にあたり、ベジタリアン・ヴィーガン団体、学識経験者、

	め、規格の策定には熟考するべき。世界に誇れるヴィーガン規格の策定を望む。		製造業者、消費者、小売業者、流通業者、飲食店、JAS登録認証機関からなるプロジェクトチーム委員会において意見調整が図られております。
31	専門的な知識を持った方々や、教養のある方々を交えて規格を決定して欲しい。	1	
32	JASのように今後も基本的に定義が変わらない規格においては、ヴィーガンの本来の定義である動物性食品不使用の製品に限り定義を定めるべきである。	1	JASは、JAS法により5年以内に見直しを行うことが定められております。本規格原案の検討においては、国内の様々な利害関係者の意見を踏まえてヴィーガンの基準が取りまとめられております。
33	ベジタリアン、ヴィーガン向けの商品がコンビニエンスストアなどで手軽に買えるようになって欲しい。	2	本規格が普及することにより、コンビニエンスストア等でベジタリアン、ヴィーガンに適した商品を選択できるようになると考えます。
34	適用範囲においてはヴィーガンを完全菜食主義者と定義付けているが、イギリスのThe Vegan Societyは「衣食他全ての目的に於て - 実践不可能ではない限り - いかなる方法による動物からの搾取、及び動物への残酷な行為の排斥に努める哲学と生き方」と定義づけしており、国際的な考え方とズレが生じている。 ベジタリアンのように食に限ったものではなく生活全般広く関わる主義について、加工食品の部分だけを切り取って規格を定めることは、今後訪日外国人が増加する中でトラブルのもととなるのではないか。	1	本規格が普及することにより、訪日外国人の理解も進むものと考えております。
35	ベジタリアンとヴィーガンは別のもののため、それが混合されないように、最大限注意喚起をお願いする。	1	本規格が普及することにより、消費者の認識が深まるものと考えております。
36	ヴィーガン対応と表記しているのに、動物由来のものが原材料に入っているケースがあるので、各企業には規格の内容をしっかりと守っていただき、ヴィーガンの方々が安心して手に取れるように徹底していただきたい。また、条件を満たしているヴィーガン商品には、ヴィーガン	1	本規格に限らず、認証の世界では、第三者である認証機関の審査を受けて認証を取得することにより、規格に適合していることを客観的に示すことができます。 また、本規格のヴィーガンの基準を満たした製品には、JASマークとともに

	認証マークを入れてもらえると海外の方にも分かりやすくなる。		に、「ヴィーガン」又はこれに類似する意味の用語が表示されることとなります。
37	他の基準を許容する（または排除するものではない）表現をもう少しはっきり冒頭に加えるなど、世界の現状を踏まえた御対応をお願いしたい。	1	JASは全ての事業者に義務付けられるものではなく、事業者が任意で認証を取得することができる仕組みです。従って、他の基準や民間認証などを排除するものではありません。
38	販売業者は本JASの認証対象か。	1	本規格に基づき生産行程を管理する者（主に製造業者）が認証の対象となります。
39	ヴィーガンであるかどうかについてはただ単に原材料を確認するだけではなく、製造過程についてもしっかりと認証機関が確認して判断すべき。	1	登録認証機関の監査等において説明を求められた際は、事業者は適切に対応する必要があります。
40	独自のベジタリアン・ヴィーガン表記をする事業者や民間の認証団体の表記を使う事業者は国内においても既に多数存在する。この現状において、ベジタリアンやヴィーガンの基準が唯一でないことに当事者たちは不満を感じておらず、商品を選ぶ指標として生活している。JASができることで、そういった盛り上がりつつある動きを抑制することにならないか、懸念がある。	1	どの認証を取得するかは、事業者自らが選択するものと考えております。
41	ベジプロジェクトジャパンのヴィーガンマークを国が後押しすべき。	1	
箇条1			
42	ヴィーガンという言葉はヴィーガニズム（動物搾取に実践不可能でない限り、動物搾取に加担しない哲学や生き方）を実践している人、または動物搾取に加担していない商品の事である。よってヴィーガンを完全菜食主義と表現するのは間違いである。	55	「ベジタリアン」及び「ヴィーガン」の用語は、そのままで一般的に認知されつつあり、国際規格（ISO 23662）でも、定義されていないことから、御指摘を踏まえ「菜食主義者」及び「完全菜食主義者」の用語については、削除することといたします。
43	「社会経済的配慮（フェアトレード、アニマルウェルフェア等）」となっているアニマルウェルフェアは「家畜の福祉」であって社会経済活動とは違うの	24	ベジタリアン・ヴィーガンの国際規格（ISO 23662）においても、「socio-economic considerations (e.g. fair trade, animal welfare)」と記載され

	で、誤解を生まないように分けるべき。		ております。
箇条4			
4.2～4.5 a)			
44	原材料及び添加物において動物由来のものを使用しないこととして欲しい。	50	原材料及び添加物について、動物由来のものであるかを確認するために
45	4.2～4.5のa)に「2次原料として動物由来の原材料及び添加物（加工助剤を除く。）」という表記があるが、なぜキトサン以外の加工助剤は認められているのか。	5	は、使用されている原材料及び添加物を相当程度さかのぼる必要がありますが、添加物のうち、加工助剤については、食品表示基準の規定によって表示が省略されていることから、加工助剤の使用状況を把握するのは極めて難しいのが実情です。
46	ヴィーガン製品にあつては、原材料及び添加物において、動物性のもの（肉、魚、卵、乳製品）を使用しないこととして欲しい。	1	ただし、加工助剤として用いられる動物の骨炭と甲殻類から得られるキトサンについては、本規格原案作成のプロジェクトチーム委員会において、特にベジタリアン及びヴィーガンの方が気にされるという意見があり、これら
47	本規格において、キトサンが二次原料に使われる黒糖は使えず、二次原料未満でキトサンが使われる白砂糖なら使用可能であるのはおかしい。	1	2つに限定されるのであれば、その使用状況を把握することが可能との結論であったことから、2次原料においてこれらの2つに限り確認することを規定しました。
48	「加工助剤である動物の骨炭及び甲殻類から得られるキトサン」について、加工助剤の中で動物性のものはキトサン以外にあるにも関わらず、キトサンに限り使用を認めないのは整合性がない。製品中に成分が残らない加工助剤については条件から外すか、動物性の加工助剤を一律に禁止するかどちらかにすべきである。	1	なお、原材料及び添加物が動物由来であるかを確認するために、規格書等を取り寄せて内容を確認することを妨げるものではありません。
49	骨炭やキトサンは砂糖のために動物が殺された訳ではないので必ずしも使用がダメだと考える人ばかりではないため、砂糖については細かくキトサンまで制限することは何故だか分からない。	1	一方で、国際規格（ISO 23662）では、1次原料及び2次原料に限らず、いかなる段階においても動物由来の原材料及び添加物を用いてはならないとされていることから、御意見を踏まえ、いかなる段階における原材料及び添加物の名称等から動物由来であることが容易に判断できる場合にあつては、当該原材料及び添加物を用いてはならないことを明確にします。
50	既存の基準（ISO）に準拠すべきであり、我が国が独自の内容を盛り込む場合は、相当な合理的な理由がある場合に必要最小限にすべきである。 また、我が国が独自の内容を盛り込む場合の理由は、ベジタリアン又はヴィーガンの需要サイドから第一義的に考える	1	また、一般消費者に誤認を招かないよう特定の品目を明記せず、全体的に

	<p>べきであり、供給サイドの論理を持ち出すことは厳に慎むべきである。</p> <p>ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品について、何故、2次原料については、1次原料と異なり、「加工助剤である動物の骨炭及び甲殻類から得られるキトサンが1次原料は用いてはならない」とされ、動物の骨炭及び甲殻類から得られるキトサン以外を用いてよい相当な合理的な理由が不明であり、理由を明らかにすべきである。国内の一部のベジタリアン又はヴィーガンの意見のみを恣意的に取りあげて反映して定めたものではないのか。</p> <p>現行のような内容を定めると、結局は国際的にも国内的にも通用しない規格となり、ひいては、農林規格全体の信用性の問題を惹起しかねないのではないか。</p> <p>このことは、平成29年のJAS法改正における「取引の円滑化、ひいては、輸出力の強化に資するよう、JASを戦略的に制定・活用できる枠組みを整備し、JASの国際化の推進を図る」とする趣旨に反する。</p> <p>従って、「4 ベジタリン又はヴィーガンに適した加工食品に関する基準」については、国際基準であるISOに則した内容にすべきであり、1次原料及び2次原料とも、例外なく「動物由来の原材料及び添加物を用いてはならない」とする内容に見直すべきである。</p>		<p>分かりやすく修正することといたします。</p>
51	<p>砂糖は動物の骨を利用していないなど、細かく明確していただきたい。</p>	1	
52	<p>骨炭やキトサンのほか、乳製品を作る際において使用する仔牛の後胃由来のレンネット、動物のうち虫を原料とするような、色素やろう、動物由来のビタミンD3についての使用も排除して欲しい。</p>	1	
53	<p>「その名称から判断」というの</p>	18	

	<p>は、全く非科学的であり、この規格が信用性のないものであることを明確にするばかりか、ひいては、農林規格全体の信用性の問題を惹起しかねないのではないか。</p> <p>また、運用の際に、実際の「内容」ではなく「名称」を優先することということになれば、大きな混乱を生ずる懸念がある。</p> <p>従って、「4.2」、「4.5」の本文にある「なお、動物由来であるかどうかは、当該原材料又は添加物の名称から判断する。」は削除すべきである。</p>		
54	<p>「動物由来であるかどうかは、当該原材料又は添加物の名称から判断する」について、メーカー任せになり曖昧になることに懸念。</p>	1	
55	<p>動物由来であるかどうかは、認証事業者が内容物を調査し判断するべき。</p>	1	
56	<p>「洋生菓子」、「食用油脂」、「食パン」、「総菜」などにおいて動物由来であるかどうかは名称から判断することは不可能と思われる。</p>	1	
57	<p>「動物由来であるかどうかは、当該原材料又は添加物の名称から判断する」について、「第三者承認機関を設け承認されたものにする」又は「添加物の名称のみならず事業者の責任において判断する」に変更を希望する。</p>	1	
58	<p>本文の規定で、注の2)の品目が限定できないのであれば、規定の仕方を修正すべきである。注の2)を設けることで、ベジタリアン又はヴィーガンだけでなく一般の消費者に対し、特定の1つの品目のみは何らかの理由で問題であるといった間違ったメッセージを送りかねない。</p> <p>特定の品目のみを想起させるような規定の仕方は止めるべきであり、具体的には、「4.2の注の2)」は削除すべきであ</p>	1	

	る。		
59	<p>4.2~4.5 a)の「並びに」以降の記載が分かりにくい。</p> <p>1次原料で砂糖を使う場合、キトサンの件を確認する必要あるということか、それとも2次原料に砂糖があった場合も、キトサンの件を確認するよう求めているのかがわからない。もう少しわかりやすく書き直せないものか。</p>	1	
60	<p>動物由来の原材料という表現について、「由来」という無制限に遡及を求める用語があることによって、3次またはそれ以上の原料まで考慮すべきなのか否かが不明確。</p>	1	
61	<p>「加工助剤を除く」は「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」の中での考え方に反する。</p>	1	<p>本規格の認証を受けた製品であっても、「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」に従う必要があります。</p> <p>●消費者庁 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_220330_25.pdf</p>
62	<p>加工助剤でも、動物由来であればヴィーガンに適さない。規定を「(表記されている加工助剤を含める)」に変更すべき。</p>	1	<p>加工助剤が表記されている場合は、動物由来であるかどうか確認することになります。</p>
63	<p>加工助剤について、骨炭・キトサン以外の動物由来原料は問わないということであれば、その旨を明記いただきたい。</p> <p>また、アルコール精製方法の記載についても、条件があるならば明記いただきたい。</p>	1	<p>規格において、要求事項ではないものについては、特に明記する必要はありません。また、アルコール精製方法についても要求事項はありません。</p>
64	<p>ベジタリアンは、「なるべく動物由来の成分を避ける」事を主義としているため、「蜂蜜又は蜜蜂製品（蜜ろう、プロ</p>	20	<p>「蜂蜜又は蜜蜂製品（蜜ろう、プロポリス等）」及び「ラノリンを含む羊毛脂」については、国際規格（ISO</p>

	ポリス等)」、「ラノリンを含む羊毛脂」は例外として使用できる動物由来の原材料とすべきではない。		23662) の規定を参考としました。
65	原料の次数は加工をすれば上げることが可能であるため、2次原料と規定するだけでは抜け道ができてしまふことに懸念がある。	1	「3 用語及び定義」において、1次原料は、「製造業者等が直接使用する原材料及び添加物」、2次原料は、「1次原料を製造する事業者が直接使用する原材料及び添加物」とそれぞれ定義されていますので、同一事業者が複数の加工を行っても、次数は変わりません。
66	動物愛護に関する規定も含めるべき。	13	ベジタリアン及びヴィーガンについては、現状、様々な考え方が存在するため、国内の利害関係者の意見を整理し、本規格を取りまとめたところです。
67	動物の骨炭、甲殻類のキトサンを利用した加工品だけでなく、オランウータンを絶滅の危機に追いやっているパーム油も避けて欲しい。	9	
68	ヴィーガン食品に加工食品を使うことに反対する。	1	
69	動物（海の動物、陸の動物）を一切含まないもの、工程で動物を苦しめないもの、工程で動物性の原料を使わないもの、工程で自然環境を破壊しないもの、微生物（酵母）は体内で良き活動をするゆえ除く、添加物はすべて毒ゆえに無添加なもの、遺伝子組み換えでないものとして欲しい。自然一切を汚染しない無農薬な五穀野菜であることとして欲しい。	3	
70	4.2~4.5共通で、動物由来原料の特定に「動物由来であるかどうかは、当該原材料又は添加物の名称から判断する。」とあるが、この文言ではスクワランなど動物・植物両方由来の場合が存在する原料などについて判断がつかないこともある。また、企業がそうした原料知識を十分に有していない場合も考えられるため、そうした動物由来の原材料及び添加物については省庁主導でリスト化し、企業に配布するなどして情報共有を図るべきではないか。	1	動物由来の原材料及び添加物のリスト化することも考えられますが、必要であれば今後検討されるものと考えます。

71	「卵」という表現に魚卵が含まれるという誤解を避けるために、「食鳥卵」や「鶏卵」と記すか、初出時に「卵（食鳥卵）」などと補足する必要はないか。「卵」には「いくら」などの魚卵も含まれるのか。	2	4. 2a) 1)及び4. 3a) 1)に「動物の卵又はその加工品」と規定していることから、全ての動物の卵及びその加工品が該当します。
4. 2～4. 5 b)			
72	動物実験してあるものをヴィーガンとするのはおかしい。 「義務的かつ規制上の要求事項がある場合を除き、卵及び乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品に関するいかなる動物試験も製造業者等によって実施されてはならない。」のうち、「義務的かつ規制上の要求事項がある場合を除き、」を削除すべき。	87	「義務的かつ規制上の要求事項がある場合を除き、」につきましては国際規格（ISO 23662）との整合性を図り、実態と御意見を踏まえ当該文言を削除することといたします。
73	動物試験に関して、「義務的かつ規制上」とはどこまでのものなのか。	1	
74	「義務的かつ規制上の要求事項がある場合を除き、」について、「義務的かつ規制上の要求事項がある場合は、消費者にその内容が容易に伝わるよう表記することを条件に容認する」に変更して欲しい。このような“規制上の要求事項”は具体的にどのようなことがあるのか。想像しにくい除外すると参入者が減るのであれば、消費者にクリアに伝える事を条件にして、消費者に判断を委ね、記述を残す事を希望する。	1	
75	義務的かつ規制上の要求から動物実験が行われた場合に、それが消費者にわかるようパッケージに付記する仕組みが必要だと考える。たとえ法律上必要であっても食品のための動物実験が必要だと思えないという倫理的な立場からそうした食品を避けたい人がいるはずである。	1	
76	動物試験禁止となると、トクホの取得などができなくなるが、そのあたりは議論されているのか。	1	特定保健用食品については、動物試験が義務的かつ規制上の要求事項とされていないと認識しております。

77	動物試験禁止となると、添加物の安全性の確認はどうするのか。新しい添加物は一切使えないのか。	1	動物試験に関する要求事項は、最終製品に対するものとなります。
78	添加物等については、過去において動物実験が行われている可能性があるため、その日以降、動物実験がされていないことを保証する日付 (Cut-Off date) を記載することとして欲しい。	1	
79	「いかなる動物試験も製造業者等によって実施されてはならない」では、味見など人間が行う試験 (官能検査) が含まれてしまう。	1	官能検査は、動物試験に該当しないと考えております。
80	「動物実験について義務的かつ規制上の要求事項がある場合を除き、卵及び乳製品を摂食するベジタリアンに適した加工食品に関するいかなる動物試験も製造業者等によって実施されてはならない」とあるが、動物実験を行っている企業は全て本カテゴリの商品の製造はできないのか、対象とする商品だけ動物実験を行っていなければ良いか、を明記いただきたい。	1	当該ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品に関する動物試験の実施を行ってはならないこととしており、対象とする最終製品のみに係る規定です。
81	動物試験に関して、過去遡って適用されるか。	1	過去に遡っては適用されません。
箇条5			
82	「適切な予防処置が講じられていなければならぬ」とあるが、予防処置が適切であるのか確認を可能にするために「具体的な予防処置が書面にて講じられていなければならぬ」と変更すべき。	26	「適切な予防処置」は、単に書面に記載されているだけではなく書面も含めてあらゆる方法が対象となると考えます。
83	5.3の製造過程での規定文言に「(各種ベジタリアン・ヴィーガンに) 適さない原材料及び添加物の意図せざる混入を防止するため、適切な予防処置が講じられていなければならぬ。」とあるが、その予防措置が講じられたのかどうか確認することについての規定がここにないため、実際に適切に行われているかどうか運用をチェックできない。何らかの判断	1	「適切な予防処置」は、単に書面に記載されているだけではなく書面も含めてあらゆる方法が対象となると考えます。 なお、第三者である認証機関の審査を受けて認証を取得することにより、規格に適合していることを客観的に示すことができます。

	基準を示したチェックシートや、あるいは第三者機関の監査などが必要ではないかと思われる。		
84	「十分な洗浄」とあるが、「十分」の判断基準を明確にするために「アレルギー対策と同等の洗浄」などに変更すべき。	15	本規格は、アレルギー対策とは直接関係していません。
85	「a)を満たしていることの根拠を入手し」とあるが、根拠の入手方法を具体化して欲しい。	12	基準を満たしていることの根拠の入手方法については、事業者によって様々であるため、本規格において一律に決めることは困難であると考えます。
86	製造ラインは動物性食品を加工した時点で、機械・機器・用具などは汚染され、洗浄しただけだと、目には見えない動物たちの怒り、悲しみ、苦しみ、恐怖などの残留思念までは落とせない。残留思念が残ったままヴィーガンに適した加工食品を作るのでは、動物性食品を加工した後、洗浄していない状態とほぼ同じであるため、ヴィーガンに適さない加工食品と、ヴィーガンに適する加工食品は共用することがあってはならない。	1	ヴィーガンに適した加工食品の専用ラインを設けることは、コスト的に現実的ではなく、ヴィーガンに適した加工食品の価格の高騰を引き起こしたり、流通を妨げたりする要因になると考えます。
箇条6			
87	<p>本規格は、全ての「ベジタリアン」、「ヴィーガン」と名乗る商品に適用されるものであると読めるが、ベジタリアンやヴィーガンにおいてそのような表示統制を行うことはおかしい。</p> <p>日本の政府が一律で定義を定めて国内の商品の動きを規制し、その基準にそぐわないものを排除するのは、甚だ筋違いのように感じる。</p> <p>「6 表示」の条項を見直し、あくまでも今基準を満たし審査を受ければ『JASベジタリアン』、『JASヴィーガン』の認証」を有していることを示せること、とする方が適切。</p>	32	<p>JASは全ての事業者に義務付けられるものではなく、事業者が任意で認証を取得することができる仕組みです。従って、本規格の認証を取得しなくても製品に「ベジタリアン」、「ヴィーガン」の表示をすることは可能です。</p> <p>なお、第三者である認証機関の審査を受けて認証を取得することにより、規格に適合していることを客観的に示すことができます。</p>
88	添加物を原料から最終加工に至るまで	6	加工食品の原材料名及び添加物の表

	記述して欲しい。		示については、JASの基準ではなく、食品表示基準で規定されております。
89	豆腐などに使用されているグリセリン脂肪酸エステルや、アミノ酸など、一見して動物由来のものか否か判断出来ない添加物についても、動物由来のものか否かを明記して頂きたい。	1	
90	名称だけでは動物由来なのか植物由来なのかわからないものも多々あるので表記もわかりやすくして欲しい。	1	
91	ヴィーガン認証品であっても環境破壊や動物たちを苦しめる原因になっているような油を使った商品があり残念。砂糖入りの商品は、どの様な砂糖を使ってるかもきちんと細かく記載して欲しい。	1	
92	加工食品において、全ての原材料の表示を行うべき。	1	
93	食品の表示について、植物油脂でまとめるのではなく、その油が、パーム油なのか、それとも大豆油なのか、米油なのか、明確にして欲しい。	1	
94	合成保存料等の化学添加物についても入れないこととし、入っている場合はそれを明記して、避けたい人にわかるようにすべき。	1	
95	砂糖、植物油、植物油脂、アミノ酸、ゼラチン、あらゆる添加物等々、動物を利用して作られたものの、細かい表記を義務化して欲しい。	1	
96	「原材料が動物由来であるかどうかは当該原材料又は添加物の名称から判断する」とあるが、例えば乳化剤であった場合、「乳化剤」とだけ書かれていると動物由来なのか植物由来なのか見て分からないものもあるため、一般消費者が見ても分かるように明記して欲しい。	1	
97	「これらに類似する意味の用語」という表現は曖昧で分かりづらい。ヴィーガンに似た言葉でプラントベースがあるが、ヴィーガンとほぼ同じ意味なので、	1	「これらに類似する意味の用語」とは、「卵・乳製品摂食ベジタリアン」を意味する「ラクト・オボ・ベジタリアン」や、「卵摂食ベジタリアン」を

	規格に明記して欲しい。		意味する「ラクト・ベジタリアン」など、を想定しています。なお、「プラントベース」の用語は一般的な定義がないため、ヴィーガンに類似する用語とは考えておりません。
98	ヴィーガンというだけでアレルギーフリーだと勘違いする人もいると考えられるため、混入の可能性に基づくアレルギーの注意喚起の大きさと位置は、「アレルギーの注意喚起はヴィーガン表示と必ず並記し、またヴィーガン表示よりも太字などで大きく」というように、ヴィーガン表示よりも大きくはっきり指定する必要があります。	3	アレルギーを含む食品に関する表示については、食品表示基準に規定されております。
99	食品（惣菜含む）へのヴィーガン認証マークの表示は、アレルギー表示と同等の扱いにして欲しい。	1	
100	「適さない原材料及び添加物の意図せざる混入」を防ぐのは食品メーカーの義務であり、「適さない原材料及び添加物の意図せざる混入の可能性がある場合」は各種ベジタリアンやヴィーガンの表示をすべきではない。	2	<p>本規格において、食品メーカーがベジタリアン・ヴィーガン製品を製造するのにあたり、ベジタリアン又はヴィーガンに適さない原材料が混入しないように適切に予防処置を講じる必要があります。</p> <p>ただし、適切に予防処置を講じた場合であっても、意図せざる混入の可能性を100%否定することは現実的には難しいため、当該規定を設けています。</p> <p>なお、コンタミネーション（ベジタリアン又はヴィーガンに適さない原材料の混入）があったことが事実と認められる場合には、本規格には適合しないこととなります。</p>
101	「適切な予防処置が講じられた場合」の定義は何か。コンタミがあってもヴィーガンとして販売してよいということか。	3	「適切な予防処置」とは、本規格に基づき、ベジタリアン又はヴィーガンに適さない原材料が混入しないように管理を行うことであり、十分な洗浄や原材料等を区分して管理を行うことなどが挙げられます。

			<p>コンタミネーション（ベジタリアン又はヴィーガンに適さない原材料の混入）があったことが確実に認められる場合には、本規格には適合しないこととなります。</p>
102	<p>ベジタリアン、ヴィーガンの表示をするなら大きく表示しなければいけないということか。これは商売的な観点でも持続的ではない。</p>	1	<p>消費者が認知できる大きさであれば、適切に表示がされているものと考えます。</p>
103	<p>「同じ視野に入るように」は主観であって、規格ではないと思う。</p>	1	<p>「加工食品の商品名と同じ視野」とは、例えば、商品が直方体であった場合、6面のうち同じ面に表示するということとなります。</p>
104	<p>「加工食品の商品名と同じ視野に入るように表示しなければならない。」を義務とする理由があるのか。今回の規格とそれに伴う表記は付加価値であり、この規格に沿った商品を開発することが商品の価値を上げることになる。表記をしたい商品が多いはずであり、しないことで消費者が被害を被ることもないので6 d)は削除してもいいのではないか。</p>	1	<p>消費者が加工食品の包装の全面をくまなく確認しなくても、ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品であることが分かる方が消費者にとって利便性が高く、誤認もないと考えます。</p>
105	<p>肉、魚介類、乳製品等使用されている食品に対し、製品名から明らかに動物性原材料が含まれているかどうか判断出来ないプロダクトにはヴィーガン仕様か否かを明記して頂きたい。</p>	1	<p>本規格の「ヴィーガンに適した加工食品」の基準に適合した製品にJASマークを貼付する際には、併せて、「ヴィーガン」又はこれらに類似する意味の用語を表示することとなります。</p>
106	<p>原材料として動物性原材料が使われていないことを明記し、いわゆるコンタミネーションによる表示とは区別できるようにして頂きたい。</p> <p>また、原材料に動物性のものが使われていなくても、ワインの清澄剤などのように製造プロセスに動物を利用していないことが分かるようにして欲しい。</p>	1	<p>本規格に適合した製品についてはJASマークが付されるため、いわゆるコンタミネーションの表示とは区別できるものと考えます。</p>
107	<p>ヴィーガン食品を健康食品と勘違いしている人もいます。多くの健康食品にある様に「本品の摂取により疾患が治癒したり、より健康が増進されるものではありません。</p>	1	<p>現状では、健康を増進するものではない旨の注意書きを、JASにおいて義務付けるまでには至らないものと考えております。</p>

	ません。」もしくは「本品は特定の思想に適しただけの食品であり、健康食品ではありません。」という注意書きがあった方がよい。		
108	ベジタリアン、ヴィーガンのJASマークを、目立つ場所に表示して欲しい。	1	JASマークは、容器若しくは包装の1個ごとに見やすい箇所に付すこととされています。
109	「卵・乳製品摂食ベジタリアン」、「卵摂食ベジタリアン」、「乳製品摂食ベジタリアン」、これらの3タイプをまとめた「ベジタリアン」とあるが、これでは「ベジタリアン」表示の食品が、卵、乳製品、もしくはその双方を含む食品を指すのか、卵も乳製品も含まない食品を指すのか分からない。前者なら「卵・乳製品摂食ベジタリアン」、「卵摂食ベジタリアン」、「乳製品摂食ベジタリアン」の分類だけで充分である。よって、「ベジタリアン」の分類は不要（むしろないほうがよい）と考える。	1	「卵・乳製品摂食ベジタリアン」、「卵摂食ベジタリアン」又は「乳製品摂食ベジタリアン」に適した加工食品を製造する、本規格の認証を取得した事業者は、「ベジタリアン」と表示することも可能です。「ベジタリアン」のみ表示した場合、当該加工食品に卵又は乳製品が含まれるか、原材料表示からは判断できませんが、卵及び乳は表示が義務付けられている特定原材料であるため、当該表示から使用の有無が判断できると考えています。
110	原材料の毒性試験があった場合はどこで行われたのか確実に表示しなければなりません。	1	ベジタリアン及びヴィーガンについては、現状、様々な考え方が存在するため、国内の利害関係者の意見を整理し、本規格を取りまとめたところです。
111	「卵を摂食するベジタリアン」、「乳製品を摂食するベジタリアン」及び「ヴィーガン」の表現を、「オポ・ヴェジタリアン」、「ラクト・ヴェジタリアン」及び「ピュア・ヴェジタリアン」として欲しい。	2	製品の表示にあっては、「卵摂食ベジタリアン」、「乳製品摂食ベジタリアン」、「ヴィーガン」又はこれに類似する意味の用語を表示することができます。
112	加工食品において、JASマークを付けたもののみ「ベジタリアン」や「ヴィーガン」の表示を可能としたいなら、食品表示基準第9条で規制すべき。	1	本規格の表示の基準は、本規格によって認証を受ける製品にのみ適用される基準です。
113	メーカーに問い合わせないと、動物原料を使っているかどうか分からない。ヴィーガンに適した商品を買う際、分かりやすく表示をして欲しい。	1	JASマークが付されたヴィーガン向けの製品が市場に出回ることにより、商品が選びやすくなります。

114	動物性食品を使用しているものに関しては「ベジ」などの紛らわしい表記をできないようにしてもらいたい。	1	「実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語」については、食品表示基準において表示が禁止されております。
115	「ビーガン」表記を追加して欲しい。	2	「ビーガン」表記は、ヴィーガンに類似する意味の用語として表示可能と考えます。
116	“ヴィーガン”又はこれらに類似する意味の用語の表示について、類似する意味の用語では無く、国が決めた用語を表示するに変更すべき。(また国で統一した用語を決める必要がある。)	2	「ヴィーガン」の用語については、「ビーガン」表記、英語表記など柔軟に対応できるようにするため、当該規定といたしました。

* その他の意見提出もありましたが、今回の制定案に直接関係のないものでしたので御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。